

徳島市保育所入所選考基準

徳島市における保育所入所選考は、児童福祉法の規定に基づく保育所における保育を行うことに関する条例の趣旨に則り、保育の実施基準の各号における保育実施の必要性、現在の保育方法、兄弟姉妹の保育方法、祖父母等保育援助者の状況、母子・父子世帯の状況等を総合的に判断して行います。

【父母等保育中心者の状況】

保育の実施基準の各号における保育実施の必要性とは、父母等保育中心者の保育を必要とする理由毎に判断します。

（居宅外・内労働）

居宅外・内における就労は、就労の形態（常勤・パート等）・就労の種類（外勤・自営・農業・内職等）及びそれによる拘束時間等により保育の必要度を判断します。

（育児・産後休業明け）

育児・産後休業明けに伴う職場復帰については、国が育児休業の取得を推進しており、職場復帰を支援することから、保育の必要度が高いと判断します。

入所時期は、職場復帰時期（次月の14日まで）によります。

（就労予定）

就労予定は、就労先の内定の有無等により保育の必要度を判断します。

（妊娠及び出産）

出産は、産前・産後各2ヶ月（最長5ヶ月）を入所対象と考えます。

（疾病及び心身障害等）

疾病及び障害については、疾病等の種類・療養の方法・療養期間等により判断します。

（看護・介護）

看護・介護は、看護・介護対象者の状況及び看護・介護方法等により判断します。

（その他災害復旧）

その他災害復旧等は、その状況により判断します。

【児童の保育の状況】

現在の保育状況、兄弟姉妹の保育状況及び祖父母等保育協力者の状況等を考慮し、保育の必要度を判断します。

【世帯の状況】

母子・父子世帯、特別な支援を要する世帯等については、保育の必要度が高いと判断します。

* 選考の結果、保育課として入所可と判断しても、保育所の受入態勢が調わなければ、入所できないこともある。

徳島市保育所入所選考基準

	保育を必要とする理由		選考の対象とする事項
父母等保育中心者の状況	居宅外労働	外勤	就労時間及び就労日数
		自営	
		農業・漁業	
	居宅内労働	自営中心者	
		自営従事者	
		内職	
	育児・産後休業明け		職場復帰時期
	就労予定		内定の有無
	妊娠及び出産		産前・産後各2ヶ月間
	疾病及び心身障害等		疾病の状況及び療養期間
看護・介護		対象者の状況、看護(介護)の方法	
その他災害復旧		災害等の状況	
児童の保育の状況	入所希望児童の現在の保育状況		現在の保育の継続の困難度
	兄弟姉妹の保育状況		幼稚園及び家庭保育等の状況
	祖父母等保育協力者の状況		祖父母等の就労状況・健康状態
世帯の保育の状況	母子・父子世帯		
	特別な支援を要する家庭		